

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

| 項目 | 内 容 | 判定 | 判定の理由 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|----|--------------------------------------------------|
| 必要性 (公益性) | 補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか | ○ | 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける区民への支援のために必要な事業である。 |
| | 基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか | - | |
| | 区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか | ○ | 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける区民の負担軽減のために区が補助する必要がある。 |
| | 実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか | ○ | 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける区民に大きな影響を生じる事業である。 |
| 公平性 | 補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか | ○ | プッシュ型で対象者へ書類を送付することで、申請する機会が確保されている。 |
| | 交付先は適正な手続きによって決定されているか | ○ | 対象要件に該当しているかどうか、適正な手続きによって確認し、支給を決定している。 |
| 効率性 (有効性) | 補助金の交付以外の代替策はないか | ○ | 電力・ガス・食料品等の価格高騰に伴う緊急経済対策という観点から、給付金以外の代替策はない。 |
| | 補助金の交付による効果が認められるか | ○ | 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける方に効果が認められる。 |
| | 補助金額に見合う具体的効果が認められるか | ○ | 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける方に対し必要な経費を助成するため、効果が認められる。 |
| | 事業実施の効果が広く区民に還元されているか | ○ | 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける区民に効果が還元されている。 |
| 適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要 | 法令等に抵触していないか | - | |
| | 団体等の活動内容が補助目的と合致しているか | - | |
| | 団体等の会計処理や補助金の使途が適正か | - | |

4 交付実績

(件、千円)

| 項目 | 4年度(予算) | | | |
|---------------------------|---------|--|--|--|
| 交付(見込み)件数 | 13,000 | | | |
| 決算(予算)額 | 390,000 | | | |
| 国庫支出金 | 390,000 | | | |
| 都支出金 | 0 | | | |
| その他 | 0 | | | |
| 一般財源 | 0 | | | |
| 年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等) | | | | |

5 課題及び今後の方向性

電力・ガス・食料品等の価格高騰に伴い、緊急的に実施する事業である。